

# 訪問介護

# の手引き



福崎町社会福祉協議会

ホームヘルプステーション



# 訪問介護（ホームヘルプ）とは

訪問介護は、**利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）**が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。  
(厚生労働省)



訪問介護員（ホームヘルパー）は税金や保険料で運営している公的サービスです。ご利用者様の自立支援を第一に、住み慣れた自宅でご自分らしい生活を営めるよう支援させていただきます。

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって**国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的**とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ**自立した日常生活を営むことができるよう**に配慮されなければならない。

第4条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して**常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その**有する能力の維持向上に努めるもの**とする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。



## 訪問介護における**自立支援**の考え

訪問介護員（ヘルパー）は、皆様が末永く、住み慣れたご自宅で自立した生活が送れるよう皆様が現状出来ておられる家事等はそのまま続けて頂き、出来なくなった部分をご支援させていただきます。訪問介護員（ヘルパー）が何でもしてしまうと、皆様の運動機能の低下や、認知症を悪化させてしまう恐れがあるためです。

## ご利用の前に…

**訪問介護員（ヘルパー）** = **家政婦** ではありません。



訪問介護は、40歳以上の国民が介護保険料として支払っている税金をもとに運営している介護保険制度に準ずる福祉サービスということをご理解ください。

訪問介護員（ヘルパー）は介護福祉士等を代表として資格を保有し、ご利用者様のご自宅での自立した生活を支えるべく、自立支援という専門性をもって、サービスを行います。

訪問介護員（ヘルパー）は、調理や掃除などの生活援助、入浴やトイレ介助などの身体介護を手段に、ご利用者様の心身の状況、生活環境、ご不安に思われていることを把握し、適切にケアマネジャー等関係機関へ報告することで情報の共有を行います。

訪問介護（ヘルパー）のサービスを受けるにあたっては、介護保険制度により定められているルールがあることをご理解ください。

# 訪問介護の適正なご利用のために

## 不適正な事例について

※平成12年3月1日厚生労働省通達 老企第36号より

生活援助の内容に含まれない行為

1. 商品の販売や農作業等盛業の援助的な行為
2. 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

「2. 直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為」に該当するもの

### A 直接本人の援助に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為または家族が行うことが適切であると判断される行為

- a 利用者以外のものにかかる洗濯・調理・買物・布団干し
- b 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- c 来客の応接
- d 自家用車の洗車・清掃

(注) 家事援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病の理由により、当該家族が家事を行うことが困難であることが訪問介護費の算定の条件とされており、上記のような取り扱いとなる

### B 日常生活の援助に該当しない行為

1. 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- a 草むしり
- b 花木の水やり
- c 犬の散歩等ペットの世話

2. 日常的に行われる家事の範囲をこえる行為

- a 家具・電気製品の移動、修繕、模様替え
- b 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- c 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d 植木の剪定等の園芸
- e 正月、節句等の為に特別な手間を掛けて行う調理等

(注) 上記の行為は介護保険給付の対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為である場合があるので、市町村の実施する軽度生活支援事業・配食サービス等の生活支援サービス・シルバー人材センター、NPOなどの住民参加型福祉サービス、ボランティア等によるサービス等の有効な活用が必要である。

# 訪問介護の**適正**なご利用のために

**医療行為**にあたる行為は**出来ません**。

訪問介護員（ヘルパー）は  
医療行為や療養上の世話・診療上の補助  
は出来ません。

例) 注射、褥瘡（床ずれ）の処置  
摘便、巻爪など変形した爪の爪切り  
医師の処方によらない医薬品仕様の介助

※ ご家族がされている医療行為でも訪問介護員  
（ヘルパー）は出来ません。



## **医療行為**にあたらない**行為**

体温測定、血圧測定  
軽微な傷の手当（軽い切り傷、すり傷の処置）  
爪切り（巻爪等は不可）、耳垢除去



※ **軟膏塗布**（褥瘡の処置の含む）、**湿布貼付**、**点眼（目薬）**、**座薬**、**鼻腔粘膜への薬剤噴霧**  
は**医師、薬剤師、看護師の指導・助言**を要し  
ます。



## **一定の条件**の下の出来る**医療行為**。

医師の指示等一定の条件の下で、訪問介護員（ヘルパー）  
も「たんの吸引」等が実施出来ます。

一定の条件とは  
所定の研修受講、従業者の認定  
実施事業所としての登録が必要となります。



# 訪問介護員（ヘルパー）が**出来ない**こと

**直接本人**の援助に**該当しない**行為は出来ません。

介護保険制度上、  
原則として介護保険を申請され、  
当事業所と契約された**ご利用者様**にのみ  
サービスは行えます。



※**ご利用者様以外のご家族様**へのサービス  
は制度上、不適切とされ**出来ません**。  
ご理解をお願い致します。



例) ご利用者様の居室の掃除 等

出来ます。



ご利用者様**以外**のご家族の居室の掃除 等

出来ません。



ご利用者様分の買い物・料理 等

出来ます。



ご利用者様**以外**のご家族の分の買い物・料理 等

出来ません。



ご利用者様とご家族の**共有スペース**の掃除、または共有する買い物、料理 等

**条件次第**では出来ます。



**条件**とは

家族等が**障害、疾病のため家事を行なうことが困難な場合**で、  
ケアマネジャー等が開く担当者会議等で検討され、必要と判断  
された場合。

# 訪問介護員（ヘルパー）が出来ないこと

## 大掃除・模様替え・窓のガラス磨き 他

「日常生活の援助」に該当せず、  
日常的に行われる家事の範囲を  
こえる行為に当たりますので  
出来ません。

※「日常生活の援助」とは…  
ご利用者様の日々の生活において必要  
な援助を指します。  
大掃除・模様替え・ガラス拭き等は、  
「日常生活の援助」には該当しないと  
されています。  
ご理解をお願い致します。



大掃除



模様替え



窓拭き

### その他

「日常生活の援助」に入らない行為



ペットの世話



車の洗浄



花木の水やり



草取り



正月・節句等  
特別な調理



踏み台を使う  
蛍光灯交換等



植木の剪定  
等の園芸



来客対応

注) 「日常生活の援助」に入らない行為はこの限りではございません。  
上記以外は担当のヘルパー事業所にご確認ください。

# 訪問介護ご利用上のご注意

当事業所との契約上、ご理解いただきたい事例をご説明させていただきます。

## ヘルパー活動記録票の記入はサービス時間に含まれます。

ヘルパー活動記録票とは、訪問時のご利用者様のご様子や日々の変化、その日に行なったサービス内容等を記録し保管しておくものです。サービスを行なった証明にもなります。介護保険制度上でも記録時間はサービスの時間に含まれるとされています。ご理解ください。



## 訪問介護員（ヘルパー）へのおもてなしは必要ありません。

訪問介護員（ヘルパー）へのおもてなしやお心遣いやお中元やお歳暮等の贈答は必要ございません。ご利用者様におきましては、どうかお気遣いなくヘルパーサービスをご利用頂ますようお願いいたします。



## キャンセルはお早めにご連絡ください。

予定されているサービスをキャンセルされる場合はお早めにご連絡をお願いいたします。前日の17:15までにご連絡いただけない場合は緊急的な病院受診、救急搬送、災害等を除いてキャンセル料が発生いたしますのでご注意ください。





訪問介護員（ヘルパー）は**預金通帳**・**カード類**はお預かり出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者様から**預金通帳**や**カード**をお預かりして、預貯金の引き出しや入金をする事は出来ません。

ただし

ご利用者様と一緒に銀行等に行って上記を行なうことは可能です。



訪問介護員（ヘルパー）の**車**にはご利用者様を乗せることは出来ません。

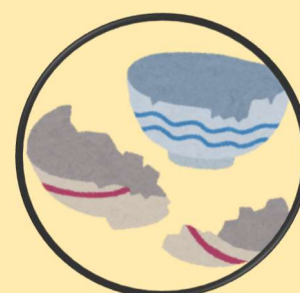
訪問介護員（ヘルパー）の**車**にご利用者様を乗せて買い物や目的地にお送りすることは認められていません。訪問介護員（ヘルパー）と一緒に買い物等に行く場合は**公共交通機関**（バス、タクシー）をご利用ください。

※介護タクシーは同じ訪問介護になりますので、病院付き添いなどで介護タクシーをご利用になる場合は現地集合になります。



訪問介護員（ヘルパー）の**不注意**で物品を壊した場合。

訪問介護員（ヘルパー）はご自宅の器具を使って掃除や調理等を行います。十分に注意していても不注意により**破損**させてしまう場合があります。そういった場合はどうやって破損したのか等をしっかり確認させていただいた上で、保険等を使い**賠償**させていただきます。ただ、**経年劣化**により**古**くなっている物については賠償は出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）の訪問中は**ペット**を繋いでおいて頂くか別の部屋に移動して頂くようご配慮をお願いいたします。

全国の訪問介護事業所で訪問介護員（ヘルパー）が**ペットの犬**に噛まれるなどの事例が挙がっております。ご利用者様にとっては家族のように大事な存在だとは思いますが、ペットにとっては訪問介護員（ヘルパー）は見慣れない来訪者です。どんなに大人しいペットでも家族を守ろうとして噛もうとする可能性は十分考えられます。

また、訪問介護員（ヘルパー）の中には**動物アレルギー**を持つ者もあり、サービスに支障が出ますことからご配慮をお願いいたします。



タバコの**受動喫煙**に対し、ご配慮、ご協力をお願いいたします

① サービス提供時間中は**喫煙**をお控えください。

**受動喫煙**により非喫煙者への**肺がん**や**脳卒中**などのリスクも高まると言われています。令和2年4月より施行されました改正健康増進法に「受動喫煙対策」として「**望まない受動喫煙の防止**」が強く打ち出されています。

サービス中の喫煙は、訪問介護員（ヘルパー）の健康およびサービスに支障が出ますのでお控えください。

※電子タバコもお控えください。



② サービス提供中は**換気**を行います。

タバコの煙は洋服や壁、カーテン、家具にニオイや有害物質として付着し、それを非喫煙者が吸い込むことを**残留受動喫煙**と言います。タバコに限らずウィルスや湿気、シックハウス症候群対策にもなるため、ご利用者様、訪問介護員（ヘルパー）の健康の為にサービス中は**窓を開けて換気**をさせていただきます。



# 訪問介護ご利用上のご注意

## 【買い物編】

訪問介護員（ヘルパー）は御本人様分の買い物しか出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）は介護保険制度に準じて派遣されています。介護保険制度の要介護認定を受けられ、要支援もしくは要介護と判定され、当事業所と契約を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であろうと出来ません。ご理解をお願いいたします。



※買い物に行くことだけが困難な方には、配達サービスのご利用をオススメします。ご自身で材料を考える、お金のやり取りをすることで認知症予防に繋がります。



買い物支援ではアルコール、たばこ等の購入出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）の支援の一つが生活援助の中の買い物支援ですが、日常生活上において必要最低限の買い物になります。よって、お酒、たばこ等は嗜好品とみなし、訪問介護員（ヘルパー）が購入することは出来ません。



アルコール類



たばこ

嗜好品

買い物支援で行ける店舗の範囲は町内の2カ所までです。

訪問介護員（ヘルパー）が行なう買い物支援で行くことの出来る店舗の距離の範囲は町内の店舗2カ所までとさせていただきます。もしご利用者様の求める商品が店舗になかった場合は、代替品の購入を依頼して頂くか、マーケットにお取り寄せを依頼して頂くなどを考慮して頂ますようお願いいたします。

※店舗によっては配達サービスもしておりますのでご活用をお願いいたします。



買い物支援の際に、訪問介護員（ヘルパー）が料金を立替えることは出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）は必ず、ご利用者様宅を訪問し買い物の有無を尋ね、代金をお預かりしてから買い物代行に向かいます。

訪問前に買い物に行き、ヘルパーが代金を立替え、購入してからご自宅に訪問することは出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）が持てる量の買物をお願いします。

訪問介護員（ヘルパー）は一人ひとり移動方法が違います。車やバイクの訪問介護員（ヘルパー）もいれば自転車移動する者もいます。事故の原因になるような大量もしくは重量のある買物は出来ません。ご利用者様の良識のあるご判断をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）は御本人様分の掃除しか出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）は介護保険制度に準じて派遣されています。介護保険制度の要介護認定を受けられ、要支援もしくは要介護と判定され、当事業所と契約を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であろうと出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）はプロの清掃業者ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）がご利用者様宅で行なう掃除支援は「日常生活の援助」になります。  
大掃除や窓拭き等はこの「日常生活の援助」には該当しないことは上記でも触れましたが、  
その他、プロの清掃業者がするようなコンロの油汚れをキレイに取り除く、冷蔵庫の中身を出してスミズミまでキレイに拭く、床にワックスをかけたり、特殊な洗剤で磨くなどの専門的な掃除も介護保険上出来ません。

※訪問介護員（ヘルパー）は清掃のプロではありませんので、本格的な清掃をご希望される場合は清掃業者のご活用をオススメします。



訪問介護員（ヘルパー）が掃除で使う掃除道具はご利用者様宅の物を使用させていただきます。

お掃除に使う掃除道具はご利用者様のご自宅にある物を使用させていただきます。

ご自身で掃除道具を揃えることが難しい場合は、買い物サービスで訪問介護員（ヘルパー）が買い物代行して準備することも可能です。



ペット関連（糞尿、エサ等）の掃除または世話は出来ません。

介護保険上、ペットの世話またはペットが起因による清掃は支援内容には含まれておりません。

ペットの毛が抜けて、絨毯等についている場合には掃除機と一緒に掃除することはあっても、基本ペット関連の掃除（ペット用トイレシートの交換、ペットがこぼしたエサ周り、コロコロで絨毯についたペットの毛取り等）はすることが出来ません。

また、糞尿の処理、エサやりも出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）は車の洗淨、庭の草取り、花木の剪定、水やり等は出来ません。

車の洗淨、車の内部掃除、庭の草取り、花木の剪定、花木・庭木の水やり等は日常生活の援助には含まれません。ご家族もしくは専門業者のご利用をお願いいたします。

※専門業者や、専門業者以外にもシルバー人材センター等がありますので、担当のケアマネジャー様にご相談ください。



ゴミの分別は各自治体の決まりを守らせていただきます。

ご利用者様には分別のご協力をお願いいたします。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者様が難しい場合はゴミ出しもします。その際、ゴミの分別は各自治体で決まっている曜日でしか出せません。

ご利用者様におきましては、日頃からゴミの分別のご協力をお願いいたします。

※地区との話し合いで前日に出してもいいとなった場合は対応いたします。



訪問介護員（ヘルパー）がご利用者様宅のゴミを持ち帰って捨てることは出来ません。

ご利用者様宅の出せなかったゴミを訪問介護員（ヘルパー）が持ち帰って捨てることは出来ません。そういった際は別の指定日に捨てることとなりますので、ニオイ対策のためフタ付きのゴミバケツの購入のご検討をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）はご契約者様が出来ない部分のお掃除をお手伝いさせていただきます。

訪問介護員（ヘルパー）はご利用者様が出来なくて、日々困られている部分のみお手伝いが出来ます。出来ておられる部分を訪問介護員（ヘルパー）がしてしまうと自立支援を阻害してしまいます。認知症予防、身体機能の維持のためにもご自身で出来ておられる部分は継続して行なってください。





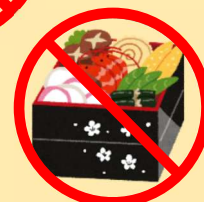
訪問介護員（ヘルパー）は御本人様分の調理しか出来ません。

訪問介護員（ヘルパー）は介護保険制度に準じて派遣されています。介護保険制度の要介護認定を受けられ、要支援もしくは要介護と判定され、当事業所と契約を結ばれた方のみへのサービスとなり、上記に含まれない方へのサービスはご家族であろうと出来ません。ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）はプロの調理師ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）がご利用者様宅で行なう調理支援は一般家庭における「日々の家庭料理レベル」の支援になります。  
手間のかかる料理や多国籍料理等は「日々の家庭料理」には該当せず、また正月料理（おせち等）等の行事食も該当いたしません。



### ※よくある事例

料理におけるご契約者様の常識と個々のヘルパーの常識が違う場合があります。

例) 調味料や調理手順など

ご自身の好みや調理法はヘルパーにしっかりお伝え下さい。



※最近では配達サービスが流行しております。ヘルパーが出来ない料理や正月料理に加え、より専門的な栄養を考えた食事を求められるならば、各種デリバリーサービスや宅配弁当のご利用をオススメします。



訪問介護員（ヘルパー）が調理で使う調理道具はご利用者様宅の物を使用させていただきます。

調理に使う調理道具はご利用者様のご自宅にある物を使用させていただきます。

ご自身で調理道具を揃えることが難しい場合は、買い物サービスで訪問介護員（ヘルパー）が買い物代行して準備することも可能です。

※ヘルパーの時間は限られています。円滑なサービスを行なうため、スライサーや電子レンジ等の調理器具を使って時間の短縮をすることがあります。

ご理解をお願いいたします。



訪問介護員（ヘルパー）が食材・調味料をお持ちすることはありません。

調理に使う食材・調味料を訪問介護員（ヘルパー）が持ってくることはありません。

ご契約者様宅にあるもので調理いたします。

調理支援のみを必要とされている方は食材等の準備をお願いします。自ら赴いての買い物が困難な方は、マーケット等の配達サービスをご利用になり食材等の準備をお願いします。

上記2つが困難な方は、訪問介護員（ヘルパー）の行なう買い物サービスと複合でご利用の上、調理支援をさせていただきますが、限られたお時間の上ということをご理解ください。



訪問介護員（ヘルパー）は**栄養士**ではありません。

訪問介護員（ヘルパー）は**栄養のプロ**ではありません。塩分を抑えるといった簡単な**減塩食**等は出来ませんが、**栄養士**のようにカロリー計算や綿密な栄養管理が必要な食事作りは出来ません。

※ただし、管理栄養士等による**訪問管理栄養指導**により在宅におけるヘルパーへの栄養指導がある場合はできる範囲で対応します。



訪問介護員（ヘルパー）が**時間内**に作れる料理数でお願いします。

訪問介護員（ヘルパー）の滞在時間には限りがあります。そのため料理の品数も、メニューによっては**1品程度**になる可能性も十分あります。時間内には**後片付け**や**記録**も含まれますことをご理解下さい。ご利用者様には訪問介護員（ヘルパー）が決められた**時間内**にサービスが終了できるメニューを考慮していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。



**消費期限切れ**の食材・調味料を使つての調理は出来ません。

**消費期限切れ**の食材・調味料等を使った調理を、「そのぐらいなら大丈夫!」とご希望される場合がございます。**衛生管理・責任問題**上、**消費期限切れ**の食材・調味料を使った料理はお断りさせていただきます。



# 訪問介護の適正なご利用のために

## “伴（とも）におこなう” について

訪問介護員（ヘルパー）が来ることになって「掃除や調理をしてもらって楽になった」と思われることがあるかもしれません。

ご利用者様の個別の状況（家事をする能力が著しく低下しているが、住み慣れた家で生活を続けたい等）によっては適正なご利用方法と言えますが…

少しでもご利用者様の**残存能力**（例えば、料理自体は難しいが、野菜を切ったりなどの下ごしらえは可能。掃除機をかけるのは難しいが座って雑巾拭きは可能 等）を**維持**することは、しいてはご利用者様の**身体機能・認知機能**の維持に繋がり、住み慣れた家で生活を続けられることに繋がります。



訪問介護員（ヘルパー）と

## “伴（とも）におこなう”

ことの重要性をご理解ください。

逆を言えば、訪問介護員（ヘルパー）が何でもしてしまうことは、ご利用者様が生活をしていく上での大切な機会（体を動かす、考える）を**阻害する可能性**があるということです。

そのため、ご自身で出来ない部分を訪問介護員（ヘルパー）はご支援しますという目的を掲げています。訪問介護員（ヘルパー）のいる時間内に**安全に見守られながら**、今までされてきた家事を**一緒におこなうことの重要性**はとても高く、訪問介護員（ヘルパー）におきましては、**専門性が発揮**できる状況になります。

ご利用者の皆様におかれましては、以上の理由を持ちまして

# 訪問介護の適正なご利用のために

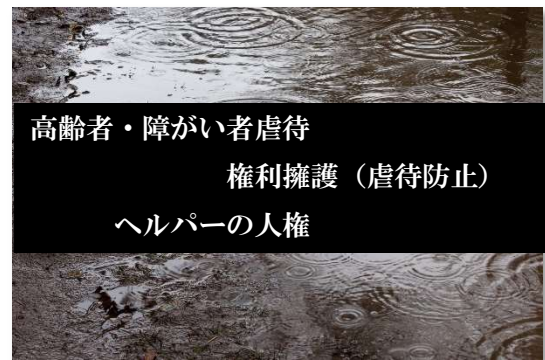
## “セクハラ・パワハラ” について

“当法人では訪問介護員（ヘルパー）の  
働きやすい環境づくりを推進しています。”

### セクハラ・パワハラについて

訪問介護員（ヘルパー）は、その仕事内容の特性上、ご利用者様の自宅で行われるため、第三者には見えづらく、色々なハラスメントが起きやすい状況に置かれます。

ご利用者様の生活や尊厳、またはご利用者様を様々な虐待から守る権利擁護としての観点を遵守しておりますが、福祉に携わる者の虐待事件がニュースになる中、対して訪問介護員（ヘルパー）に対するセクハラ・パワハラも大きい問題となっております。



上記を踏まえまして、当法人ではご利用者様に対する福祉従事者の虐待などはもちろんのこと、対して訪問介護員（ヘルパー）の働きやすい環境を守り、推進していくためにも訪問介護員（ヘルパー）に対するセクハラ・パワハラ等につきましては

**「ハラスメントは  
絶対に許されない行為です」**

という姿勢で対応させていただきますこと、ご理解とご了承をお願いいたします。

ハラスメントの報告がありましたら、当法人で事実確認をした上で、関係機関と協議の上、解約（サービス終了）の手続きを開始させて頂く場合もございます。場合によっては警察に通報することもありますこと、ご理解をお願い申し上げます。



# 訪問介護の適正なご利用のために

## “災害時の対応” について

“災害時の訪問介護（ホームヘルプ）利用に

ついでをお願い”

災害（台風、大雨、地震他）時について

災害の状況によっては訪問介護員（ヘルパー）の訪問に影響する可能性も十分に考えられます。訪問介護員（ヘルパー）が訪問できない、サービスの時間に間に合わない、場合によっては訪問日を変更して頂くということもあるということをご理解ください。



避行動	警戒レベル
示す警戒レベルに相当します。何らかの可能性が極めて高い状況となった行動をとってください。	警戒レベル5相当
する目安となる情報です。避難がします。災害が想定されている区画の発令に留意するとともに、避難度分布や河川の水位情報等を用い。	警戒レベル4相当
等避難開始を発令する目安となる要とされる警戒レベル3相当し時点で、自治体からの避難準備するなどは、危険度分布や河川の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
警戒レベル3に相当します。ハザードマップ	警戒レベル2相当
警戒レベル2です。ハザードマップ区域や避難先、避難経路を確認	警戒レベル2
あることを示す警戒レベル1です。るなど、災害への心構えを高めて	警戒レベル1

気象庁から出ています「避難勧告等に関するガイドライン」には、防災気象情報をもとに住民がとるべき行動を警戒レベルとして表してあります。

警戒レベル3では高齢者等の避難が必要なレベルとされています。警戒レベル4については住民すべての避難が必要とされていることをご理解いただいた上で、ご自身の安全とともに訪問介護員（ヘルパー）の安全も考慮頂きますようお願いいたします。

災害時に関しましては

## “早めの避難”

をすることで、ご自身のみならず関係者の命を守る行動を！

# 訪問介護の適正なご利用のために

## “感染症等の対応” について

“ご利用者様・訪問介護員（ヘルパー）の

**命**を守るため、ご**協力**をお願いします。”

### 感染症流行時の訪問および感染症予防について

- ① 訪問介護員（ヘルパー）は毎日検温してから訪問します。  
お互いの感染症予防のため、ご利用者様におかれましてもヘルパー訪問前に検温の実施をお願いします。



- ② 訪問介護員（ヘルパー）は感染症等をご利用者宅に持ち込むことを出来る限り防ぐため、訪問時は手洗い・うがい・手指消毒を行います。  
ご利用者様におかれましても、出来る限りの予防対策をお願いいたします。



- ③ 訪問介護員（ヘルパー）が体調不良の際は、お休みさせていただくことも十分考えられます。感染症を広げないためでもあります。訪問する場合は訪問介護員（ヘルパー）の変更、時間変更、曜日変更をお願いする場合があります。



- ④ ご利用者様が体調不良の際は事務所かケアマネジャーへの連絡をお願いします。  
サービスの中止、最後の訪問、訪問介護員（ヘルパー）の交代などの対策を行うことがあります。



発行 福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション

制作 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団の「訪問介護  
の手引き」を引用して制作しています。

令和5年7月1日